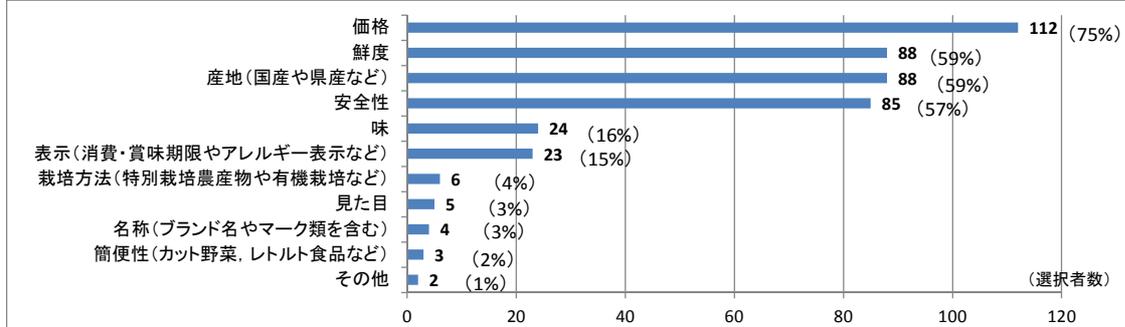


平成29年度 第15回 県政モニターアンケート調査結果

担当課 農政部食の安全推進課
連絡先 099-286-2888

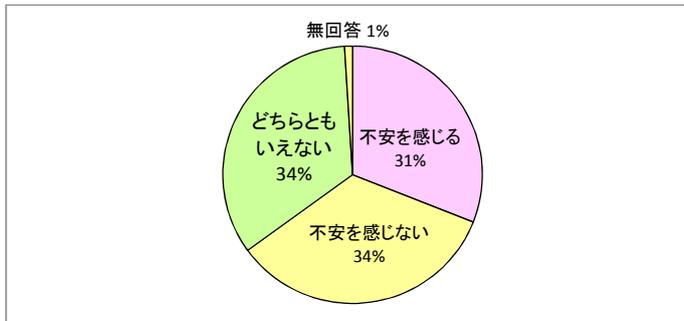
○テーマ	「食の安心・安全」について
○調査目的	県では、食の安心・安全推進条例に基づく「第2次鹿児島県食の安心・安全推進基本計画」に沿って、食の安心・安全の確保に係る施策を推進しています。 今回のアンケートは、今後の県の施策等を検討する上での参考とするために実施しました。
○調査時期	平成30年3月
○調査対象者数	200人
○回答者数	149人 (回答率:75%)

問1 食品を購入する際の判断基準は何ですか。(3つ選択)

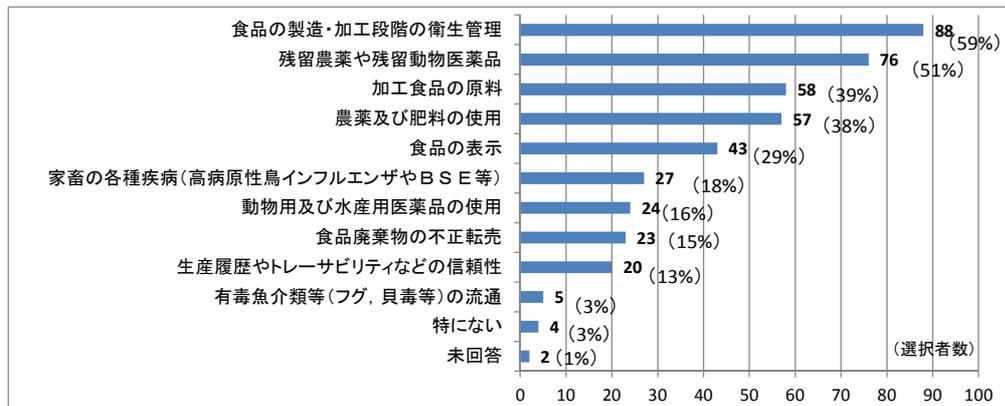


その他 ・自分が過去に購入した経験から、信頼できる生産者・生産国・輸入者・加工者等を判断している。
(一部抜粋) ・安全性の不明な国・生産者等に関しては各種の情報を得るようにしている。
・輸入肉等は、その国の農業の特徴・安全承認等の制度等も参考にしている。

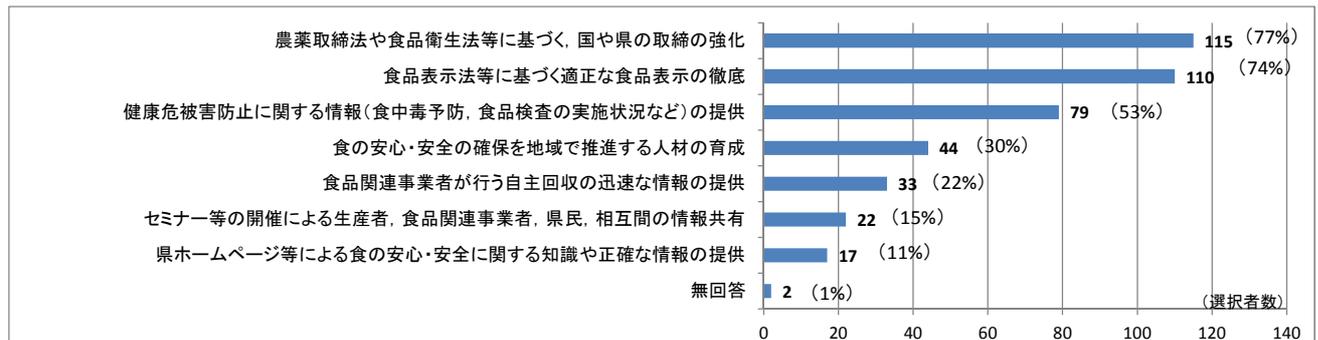
問2 日常生活の中で、食に対して不安を感じることがありますか。



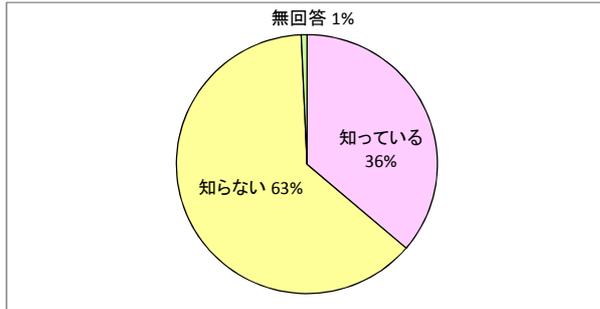
問3 食品の生産から流通の中で、特に不安を感じたり信頼できないと感じたりすることは何ですか。(3つ選択)



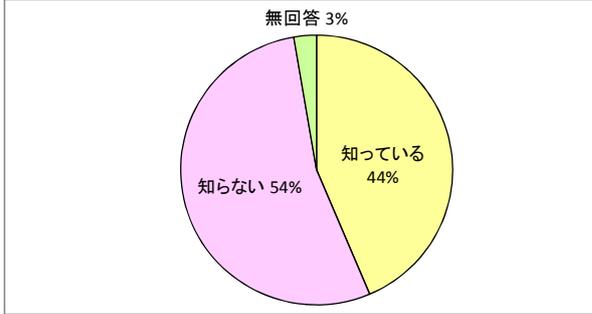
問4 食品等に対する信頼を確保するために、あなたが特に必要と思うことは何ですか。(3つ選択)



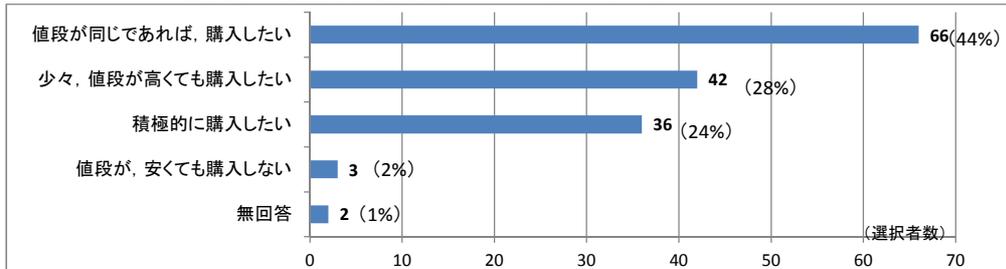
問5 農業取締法では、国が使用を認めていない農薬の使用禁止や使用基準の遵守を義務付けています。また、食品衛生法では、基準値を上回る農薬成分を含む農林水産物を販売することはできません。県では、このような安心・安全の基準に沿って生産された農林水産物を認証する「かごしまの農林水産物認証制度(K-GAP(ケーギャップ))」を設けていますが、この制度を御存じですか。(認証状況:64品目(野菜,果物,お茶,米,しいたけ等)310件(H30.1月末現在))



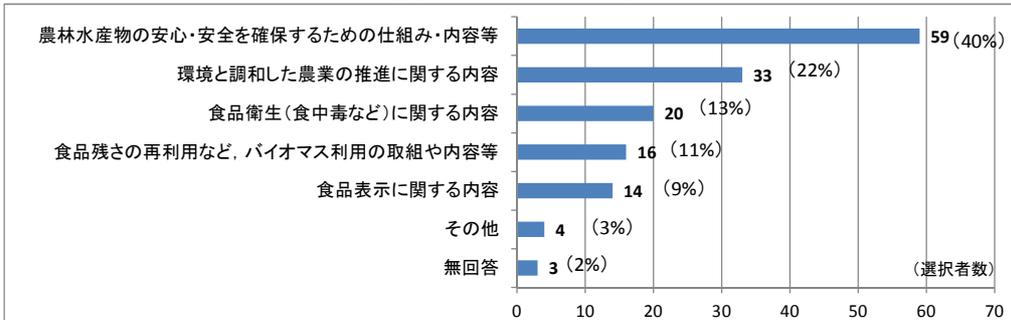
問6 認証された農林水産物には、包材等に右の認証マークを印刷して販売することができますが、このマークをご存じですか。



問7 K-GAPを取得した農林水産物を購入したいと思いますか。

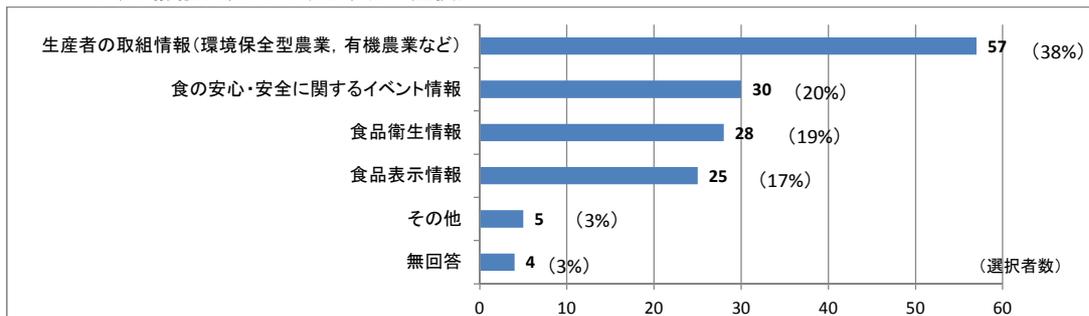


問8 県では、食の安心・安全の確保に向け、消費者、食品関連事業者等を対象としたセミナーを開催しています。セミナーでは、どのようなテーマを希望しますか。(1つ選択)



【その他 ・旬の食材を使った料理
(一部抜粋) ・無農薬栽培の取り組み】

問9 県では、食の安心・安全の確保に関心のある団体・企業・個人の方を登録し、情報メールを配信(2回/月)していますが、どのような情報が欲しいですか。(1つ選択)



【その他 ・放射性物質の基準値
(一部抜粋) ・有機農業の指導
・レシピ
・無農薬農家さんの紹介】